

クリーニング師研修等事業について

クリーニング師

○クリーニング師の免許 (法第6条、7条)

都道府県知事がクリーニング師試験（試験科目：衛生法規・公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能）に合格した者に付与

(参考)

クリーニング師 免許件数：882件 (平成20年度内)

従業クリーニング師数：57,707人 (平成20年末)

厚生労働省「衛生行政報告例」

○期待される役割 (クリーニング所における衛生管理要領 昭和57年3月31日厚生省環境衛生局長通知)

公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者。当該クリーニング所の衛生管理を行う上で実質的な責任者。

施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場から関与。

○必置義務 (法第4条)

営業者は、クリーニング所(取次所を除く。)ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。

○研修受講 (法第8条の2、施行規則第10条の2)

クリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

クリーニング師は、業務に従事した後一年以内に研修を受けるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

(参考) 研修実施状況 (平成19~21年度)

研修受講者数：19,168 (平成19~21年度の累計)

→ 受講率 32.0%

厚生労働省「衛生行政報告例」、全国生活衛生営業指導センター調べ

業務従事者

○講習 (法第8条の3、施行規則第10条の3)

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

営業者は、クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から一年以内に、当該クリーニング所又は無店舗取次店のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数（その数が1に満たないときは1とする）の者を選び、その者に対し講習を受けさせるものとする。その後は、三年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせるものとする。

○業務 (施行規則第10条の3)

クリーニング業務に関する衛生管理

○講習実施状況 (平成19~21年度)

講習受講者数：14,843 (平成19~21年度の累計) 全国生活衛生営業指導センター調べ

※ 従業者数(洗濯業)：367,678 (平成18年)

注) 当該事業所に所属して働いているすべての人が含まれる。

総務省「事業所・企業統計調査」(平成18年)

クリーニング師研修、業務従事者講習

○研修、講習に関する科目、時間数

科目	時間数
衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説 2 衛生法規の概要 3 公衆衛生の概要 4 クリーニング業と公衆衛生	一時間以上
洗たく物の受取、保管及び引渡し 1 受取、保管及び引渡し 2 品質表示と取扱い 3 消費者への説明及び苦情	一時間以上
洗たく物の処理 1 ドライクリーニング 2 ランドリー 3 特殊クリーニング 4 溶剤と洗剤 5 洗たく物の消毒	一時間以上
繊維及び繊維製品 1 繊維の種類 2 繊維の鑑別 3 繊維製品の製法	一時間以上

「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」

(平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知)

○レポート

必要に応じ、研修又は講習の修了後、受講者より、レポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認する。

○受講料の上限額

クリーニング師研修 : 5,000 円

業務従事者講習 : 4,500 円

「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の実施について」

(平成13年3月30日健衛発第33号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

○研修、講習の実施主体の選定方法・指定手続き

- ・都道府県知事が指定した研修、講習
- ・指定に当たっては、研修等の主催者から研修等指定申請書を都道府県知事に提出させる。

<第一型研修等指定申請書> ※第一型研修等：出席して受講する研修等

- (1) 研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類及び開催年月日
- (3) 第一型研修等の科目及び時間数
- (4) 第一型研修等の会場の名称及び所在地
- (5) 講師の氏名及び略歴
- (6) 受講予定人員
- (7) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

<第二型研修等指定申請書> ※第二型研修等：通信制の研修等

- (1) 第二型研修等の主催者の名称及び所在地
- (2) 研修等の種類
- (3) 受講申込手続き及び受付期間
- (4) 第二型研修等の科目及びレポートの課題
- (5) 受講対象者
- (6) 受講料

を記載し、原則として年度ごとに申請

- ・都道府県知事は、研修等の適正な運営を図るため、研修等の主催者を指導する。
 - ・研修等が修了したときは、主催者において研修等実施状況報告書を作成し、都道府県知事に提出する。
 - ・研修等の主催者は、民法第34条に規定する公益法人（※）であつて研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるもの。
- （※公益法人制度改革後においては、公益認定を受けた法人あるいは特例民法法人）

「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」

（平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知）